

(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する 省令(昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。))第1条第1項第1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業(漁業法第 60 条第3項に規定する定置漁業及び同法第 60 条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等 (石川県禄剛崎灯台以西)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)(石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線(東経 137 度 19 分 35 秒)以西で操業するものに限る。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等（石川県緑剛崎灯台以東）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(石川県緑剛崎灯台から正北に引いた直線(東経 137 度 19 分 35 秒)以東で操業するものに限る。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量から府の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における令和 3 管理年度から令和 5 管理年度において府内の漁獲実績が最大となる年の各知事管理区分の漁獲実績の比率を用いて比率配分することを基礎とする。なお、関係者との協議の上、異なる知事管理区分の間で数量調整を行うことができることとする。

府の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めることとする。

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴い漁獲可能量が変更となる場合、関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。